

近江国の「野洲渡の片荒し」の和歌と 「アラシ」農法に関する再検討

伊藤 寿和

一 はじめに

戸田芳実氏が、「中世初期農業の一特質」と題する論文において、荘園関連の史料と共に、二首の和歌に詠まれた「かたあらし」に着目して、古代・中世の耕地には、安定した耕地と毎年耕作のできない不安定な耕地が存在し、後者の不安定耕地である「見作」と「年荒」を繰り返す土地を当時「かたあらし」と呼んでいたとの画期的な論文¹⁾を発表したのは1959年のことであった。この論文において、戸田氏は『倭訓栞』に記された「かたあらし、田畠の年交に荒るるをいふといへり」の説明を引用しつつ、二首の和歌に詠まれた「かたあらし」が、田畑を問わず、「年交」すなわち隔年に休耕させる、主に灌漑用水と地力の不足に規定されて、計画的に耕作と休耕を循環させる半耕地=半荒地であり、当時の多くの史料に記載されている「年荒」にあたと想定された。

また、戸田氏は、この論文を著書に収録するに際して、むすびの文中において「大切なことは、その不安定性をもたらす諸条件の実態を、それぞれの段階や地域や諸階層にそくして明らかにすることである。今後そのような観点からの問題研究がいつそう発展することを期待してやまない。」との重要な一文を明記されている。

本稿は、戸田氏が提起した古代・中世の粗放的な農業の実態を解明する場合のキーワードである「片荒し」の実態について、以下に述べる服部英雄氏と保立道久氏の対立する見解を紹介しつつ、戸田氏が留意した、和歌に詠まれた地域により即した「片荒し」の実態に近づきたいと念じている。

二 服部英雄氏の新説と保立道久氏の反論

戸田氏は、まず、大和国宇智郡の吉野川北岸に藤原南家の武智麻呂が創建した由緒ある栄山寺の史料、特に、当時の税制に基づく免除領田制関係の栄山寺牒に経年的な検討を加え、安定した耕地(熟田)と不安定な耕地が存在していたことを明らかにした。

その上で、戸田氏が、当時広く存在していた不安定耕地を意味する用語として示したのは、当時の法令や荘園関連の史料に記載された「易田」などの法律用語などではなく、次に引用する鎌倉時代の和歌に詠まれた「かたあらし(片荒し)」という言葉であった。古代・中世前期に、不

安定耕地が広がっていたことを初めて提示した戸田氏のこの画期的な論文により、当時の農村景観のイメージは一変し、「かたあらし（片荒し）」の用語は、現在においても、通説の位置を占めていると言えよう。

和歌1 山かつのそものを田のかたあらし こぞのつくりはしめもおろさず

和歌2 早苗とるやすのわたりのかたあらし こぞのかり田はさびしかりけり

本稿が主に検討の対象とする近江国の風景を詠んだ後者の和歌2について、戸田氏は、具体的な現地比定の言及や地図の提示などはされずに、天台の座主であった慈円が詠んだこの和歌に言及して、「耕作を開始した耕地のわきに、去年の刈りあとを残して放置された『かたあらし』がさびしくならんでいる景観をえがいている。『かたあらし』は特定の場所に集中しているのではなく、耕作されている土地と混在しているようである。そのような景観は、庄園文書からもある程度復元できる。」と述べ、その具体例として筑前国の碓井封田と大和国の栄山寺領の事例などが示されている。

そして、延久9年（1069）の碓井封田の史料を検討した後、「つまり一地域を静態的に観察してみると、見作耕地と年荒とは入り組んで混在しているのである。…見作田のある部分が別の年には休耕して年荒となり、代わってさきの年荒のある部分が見作田にされるという過程が『かたあらし』のあり方であるから、両者が交錯して存在することは不思議ではない。」と結論づけている。

この戸田氏の「片荒し」の理解に対して、具体的な地域と関連史料に基づいて、全く新しい見解を提示したのが服部英雄氏²⁾である。2003年に提示された服部氏の理解の根本は、「カタアラシ」という用語が現在でも使用されている三重県中部の多気地域の事例であり、それを紹介した斉藤卓氏の『稲作灌漑の伝承 一水田景観の民俗一』³⁾に基づいて現地調査をされ、現地の古老たちから、乾田が「カタダ」や「ムギタ」、強湿田が「ヌマタ」、そして、湿田が「カタアラシ」と呼ばれていることを確認され、冬季に耕作をしない水田が「カタアラシ」であり、戸田氏が説かれた一年交互に耕作を休ませる水田ではなく、一毛作の水田を指すと理解された。現在の三重県多気郡の多気地域の神坂地区などで使用されている「カタアラシ」の用語は、二毛作をしない、「冬季に麦を作らない一毛作の水田」を指すとの新しい説を提示された。すなわち、「カタアラシ」は冬季に裏作をせずに休む水田であり、半年間意図的に荒らす水田、湿田を意味すると結論づけられている。

さらに、服部氏が新たに提示された重要な説は、すでに平安中期から、水田における二毛作が広範に実施されていたと、多くの関連史料を提示して論じられていることである。すなわち、従来の水田二毛作の初見史料は、河音能平氏⁴⁾が示した院政期の元永1年（1118）の伊勢国の関連史料であった。これに対して、服部氏は、菅原道真が記した『菅家文草』（昌泰3年・900年頃）に載せられた「賦得麦秋至一首」の漢詩の中に詠まれた「乗時夏令安 麦田千畝遠」を引き、道真に渡唐の経験が無いことから、道真が赴任して実際に見聞していた九州の大宰府周辺の水田で営まれていた眼前の情景を詠んだものであろうと理解され、当時の北九州の夏四月に、千畝（中国の面積表記）にも及ぶ水田二毛作の「麦田」の光景があったと判断されている。

さらに、2000年に石川県の加茂遺跡から出土した著名な嘉祥2年（849）の加賀郡符木簡⁵⁾に記

された「一 以五月卅日前可申田殖竟状」の一条を引かれ、5月末までに田植えを終えて報告せよとの法意の条文であり、このような条文が実際に木簡として掲示されているのは、水田に麦を植えていたからに違いないと理解している。さらに、麦の文字は記されていないが、この木簡こそ、水田二毛作の初見史料ではないかと想定されている。水田の二毛作の鎌倉時代後半以後における普及に関しては、気候の悪化に対応した緊急避難的な農法であり、水田における有効的な農法の進展とは理解・評価できないとする磯貝富士夫氏の説⁶⁾も新たに出されている。

その他、服部氏の新説を傍証する数多くの関連史料が博搜の上、引用・紹介されているが、ここでは、紙幅の関係もあり、服部説に対して、私の全面的な再検討を行うことは控えたい。

一点のみ記せば、服部氏が平安時代における水田二毛作が広く営まれていた情景が読み込まれていると評価された上記の道真の漢詩については、渡唐の経験がないために九州での水田二毛作の実景が詠まれたと素直に理解されているが、近年の研究によれば、杜甫を代表する中唐の詩人たちが、実際に農業を営み、実体験を踏まえた多くの「農業詩」を詠んでいたことが再評価されつつある⁷⁾。これら最新の唐詩に関する研究状況を勘案した場合、実際に渡唐の経験は少なくとも、和漢の道を究めた道真であれば、杜甫の「農業詩」を読んでいた可能性は高いと考えられる。服部氏が論拠とされた最も重要な「麦田千畝」は、もとより唐詩的な表現である。道真の当該の漢詩の読みと理解については、なお、慎重な再検討が必要であると判断されよう。嘉祥2年(849)の加賀郡符木簡の理解に関しても同様である。

これに対して、戸田氏の教え子でもある保立氏⁸⁾は、翌年の2004年に刊行された著書の中で、新たに提示された服部氏の新説「片荒し=湿田一毛作の水田」の全面的な再検討をおこなっている。上に引いた「新選六帖」に載せられた和歌1を引用するに際して、戸田氏が「こそ」の表記を「古年」と表記したことを誤りと断じる服部氏への反論から始めて、斬新な服部説に対して逐一詳細な検討と反論をなしている。それら個々の関連史料に基づく詳細な反論に関して、さらなる再検討する紙幅も持たないが、主な論点については、以下に述べておきたい。

第一に、服部説の前提には、広範な水田二毛作の展開が想定されており、関連史料として『菅家文章』に記された「麦田千畝遠」を引かれているが、平安時代における水田二毛作の存在を前提として想定し、それを確定するに足りる史料としては相当な無理があると論じている。この点は、筆者の理解と近いものである。

第二に、現在使用されている三重県内の多気地域の「カタアラシ」の民俗的な用語を、戸田氏が不安定耕地として新たに提示された古代・中世前期の「片荒し」の実態を復原・検討する場合に、それを前提として直接的に利用することの問題点を説いている。保立氏も述べている様に、三重県多気地域における「カタアラシ」の民俗語彙としては確かに貴重であると判断される。しかし、その用語を、直接的に古代・中世前期の実態に適応させるのは、学問的な手続きとしては無謀ではないかと述べている。そして、服部氏が新たに提示した「片荒し=湿田一毛作の水田」説は強引に過ぎ、戸田氏が説いた片荒し農法の通説は、服部氏が批判するように農学的・土壌学的な検証を経ていないが、未だに有効な仮説であると評価している。

その上で、服部氏は、粗放的でゆとりのある農法が室町時代まで営まれていたことを想定すべきではないかと述べ、古代・中世における粗放的な農業形態の実在を認定されている。

戸田氏が提示し今日では通説の位置を占める「片荒し」農法に関して、上記にまとめた古代・

中世の農業と農村景観の実態とその理解を大きく左右する両氏による斬新な新説の提示と本格的な反論以後、残念ながら、両氏はもとより、他の研究者においても、両氏の意欲的な論考を正面から受け止め、さらに、当該の史料と現地に、より即した本格的な論文は、管見の範囲においては見受けられない。

三 天台座主慈円が詠んだ「かたあらし」の和歌の現地の比定と実態について

上記の服部氏の斬新な新説と、それに対する保立氏の詳細な反論を経ても、なお、戸田氏が古代・中世の粗放的な農法の存在を析出した慈円が詠んだ「かたあらし」の和歌について、戸田氏はもとより、服部・保立両氏の理解とも異なる、現地に即したより良い理解が、なお可能であるように思われる。

まず、最も重要であると判断されるのは、慈円が詠んだ和歌「早苗とるやすのわたしのかたあらし こぞのかり田はさびしかりけり」の具体的な現地の比定についてである。天台の座主も務めた慈円の歌集である『拾玉集』・巻一の夏の歌に収められた「かたあらし」の和歌は、「早苗取る 野洲の渡の片荒し こぞの刈り田は 寂しかりけり」と表記することが可能であろう。

戸田氏と服部氏は、慈円が詠んだ片荒しの和歌の舞台となった野洲の渡についての現地比定とそれに基づいた具体的な検討と理解をされていない。他方、詳細な関連史料の提示と服部説への反論をされた保立説においては、この慈円によって詠まれた野洲渡は、近江国の湖東平野の南部を流れる野洲川の河口に位置する低湿地を横切る東山道の「渡」であり、近江国では最も著名な渡の一つであったと理解されている。その野洲の渡の現地比定に基づいて、慈円が詠んだ和歌を「人々が早苗をとり＝田植に励んでいる野洲渡の情景をみると、他方でカタアラシの田地も広がっており、去年のままに稲株が残り、人々の労働が行われていない雰囲気はさびしいものだ」と訳されている。他方、服部氏の詠みを「早苗をとるための青々した苗代がある野洲渡のカタアラシの田地には、一部、去年のままに稲株が残っていてさびしい雰囲気のところもある」と理解されている。

しかし、図1として示した足利健亮氏の野洲郡における古代の東山道と直線的に建設された東山道の復原図⁹⁾によれば、古代の東山道は、保立氏が想定・理解されている湖東平野の琵琶湖に流れ下る野洲川河口の低湿地に建設されてはならず、むしろ乾燥した東部の

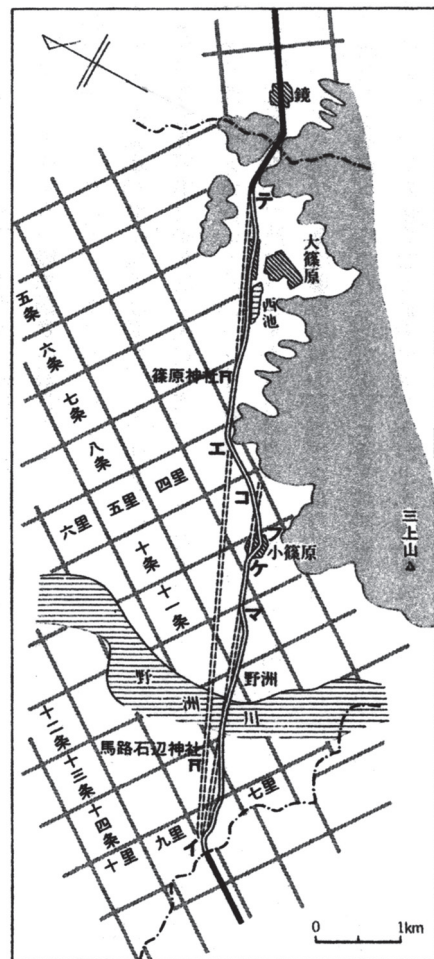


図1 東山道の野洲郡区間
(注9より引用)

丘陵よりの地をほぼ一直線に建設されている。まず、この点に現地比定の相違が認められる。古代の東山道が野洲川を渡るのは、現在の東海道本線の鉄橋のすぐ北に架けられた野洲川橋のあたりの位置である。この位置に比定される古代の野洲の渡は、決して保立氏が想定されるような野洲川河口の低湿地ではない。野洲の渡の比定地の東南およそ3kmの指呼の位置には、近江富士とも呼ばれる秀麗な三上山が間近に望める。

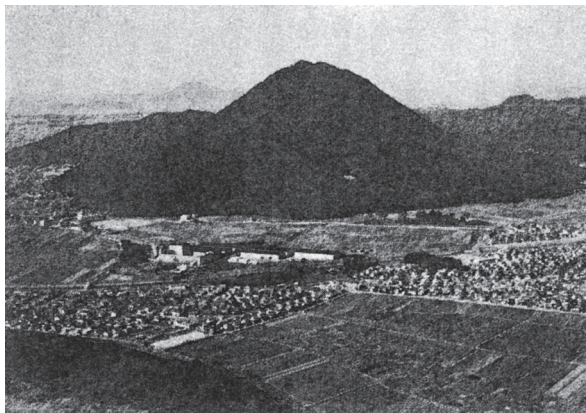


写真1 三上山（『野洲町史』より引用）

図1のように、近江国府から延びる古代の東山道は、栗太郡と野洲郡の郡界であるイの地点で直線的な方向を変え、三上山(写真1)の北の山麓をほぼ一直線に通過するように約12mの道幅で建設されている。その直線的な東山道に沿って、野洲川の渡の比定地に近い位置には延喜式内社である馬道石辺神社が鎮座し、三上山山麓の北東の位置には、古代・中世の旅人たちが宿ったことで著名な篠原宿に比定される大篠原の地名と集落も残されている。

また、慈円の和歌に詠まれた野洲の渡の比定地の兩岸は、ほぼ全面に、正南北の方位を有する地割ではなく、古代の東山道が横切る形で、真北から西に約50度傾いた条里地割が施行されている地域である。すでに、金田章裕氏¹⁰⁾が解明されている様に、古代・中世の条里地割の中が、すべて現在のような安定した水田(熟田)で満たされていた訳ではなく、不安定な水田や、畑も広範に営まれていたことがすでに明らかにされている。

さらに、これまでに実施された発掘調査によれば、現在の地表面に整然と区画されてきた典型的な条里地割であるが、確実に奈良時代や平安時代の前期にまで遡る事例は見つかっていない。あくまで、現在までの発掘調査の範囲ではあるが、これまでに発掘調査によって条里地割の施行年代が具体的に判明したのは、いずれも平安時代後期の11世紀以後の地割との理解に導かれよう。

また、現在のように、安定した堤が築かれる近世以前においては、湖東平野で最も大きな河川である野洲川においても、他の河川と同様に、大雨の際には氾濫と洪水を繰り返す暴れ川でもあったと想定される。

平安末期から鎌倉初期において慈円が詠んだ「野洲の渡の片荒し」の和歌を、現地に即してより良く理解するために重要であると考えられるのは、服部氏が三重県多気地域で再発見された冬季に耕作をしない一毛作田としての「カタアラシ」の実例ではなく、慈円の「かたあらし」の和歌が詠まれた三上山にも近い、野洲川右岸の自然堤防に近接する野洲地域をはじめとして、現

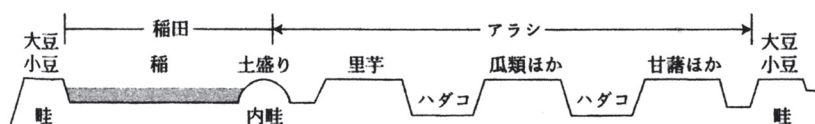


図2 野本氏の「アラシ」概念図。旧・滋賀県野洲郡野洲町三上
(注11より引用)

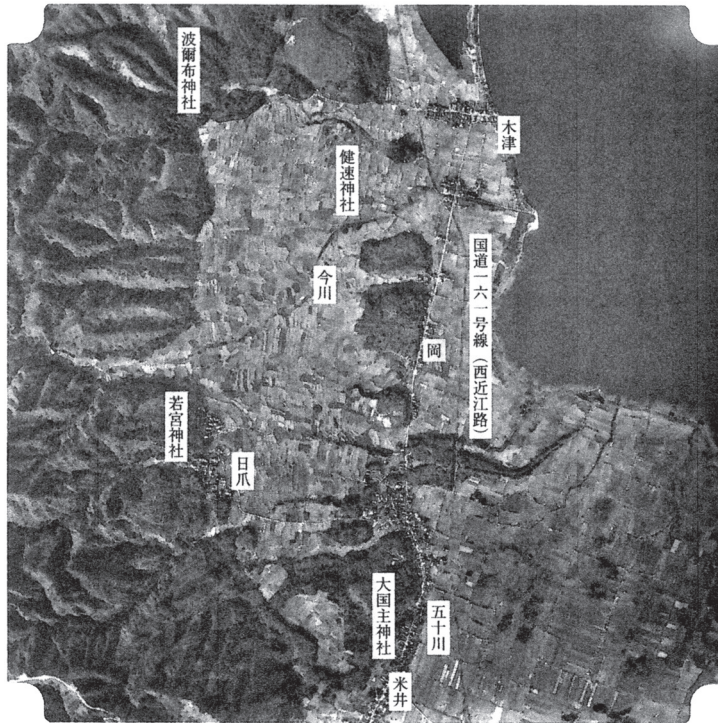


写真2 木津荘中心部空中写真(1:10,000を縮小)
(注12より引用)

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----|----|------------|----|----|----|--------------|----|----|----|-----|------------|-----|
| A年 | | 水田裏作: 菜種・麦 | | | | 水田: 稲 | | | | | アラシ: エンドウ | |
| B年 | | アラシ: エンドウ | | | | アラシ: タイモ・瓜類他 | | | | | 水田裏作: 菜種・麦 | |
| C年 | | 水田裏作: 菜種・麦 | | | | 水田: 稲 | | | | | 水田裏作: 菜種・麦 | |

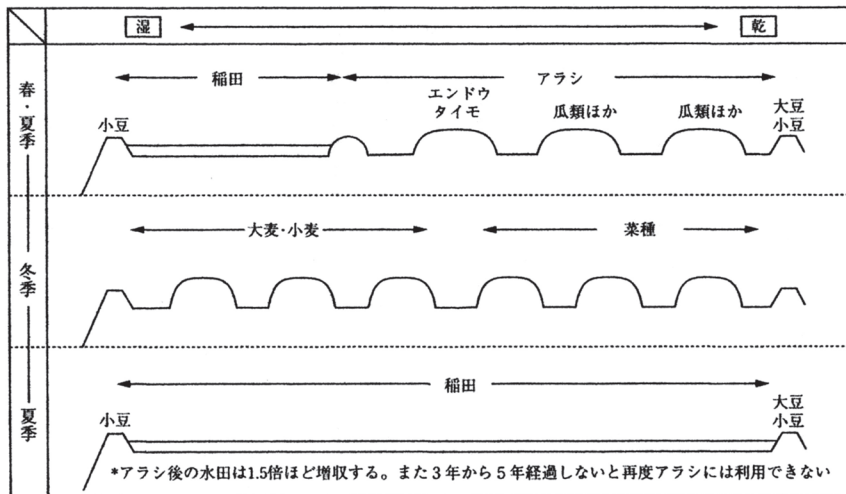


図3 水田とアラシの循環利用概念図
(注12より引用)



写真3 アラシで栽培されるタイモ(岡地区)
(注12より引用)

在も滋賀県下において耕作されている、一枚の水田を二つの区画として利用する「アラシ」の農法である。

現在も滋賀県下で営まれている「アラシ」の農法については、すでに、野本寛一氏¹¹⁾も該当の湖東の野洲市三上を事例として、簡潔にその存在に言及されている(図2)が、湖西の安曇川下流域左岸に位置する旧・新旭町(現・高島市)の琵琶湖岸に近い岡地区(写真2)においてより詳細な報告をされた岸本誠司氏¹²⁾の現地調査(図3と写真3)に基づいて、簡潔に述べておきたい。

なお、岸本氏が調査された岡地区は、山門領木津荘の荘内に位置し、南北には古代の北陸道に比定される国道116号線が通り、前述の野洲と同じく、条里地割が広く施行されている。

すなわち、滋賀県下においては、一枚(カマチと呼ばれる)の水田を二つの区画に分け、その中に内畔を作り、夏期、一方の区画に稲を植えて水田として利用し、他方の区画を臨時に畑として利用している。本来は一枚の水田として耕作される水田内において、臨時的に利用される畑が、現地では「アラシ」と呼ばれている。

本来的には一枚の水田として利用されるべき耕地の一部が、臨時的に畑として利用される「アラシ」では、主に里芋や豌豆、茄子や瓜などが栽培される。この臨時の畑である「アラシ」で重要であるのは、本来は一枚の水田として利用される水田の耕地を二つに区画し、一年の単位で、水田と臨時の畑である「アラシ」の耕地を循環させていることである。すなわち、どの農家においても、比較的小さな面積の半湿田のような水田を選び、その水田の中を三畝ほどに区画して臨時的な畑である「アラシ」となして、冬作の豌豆や夏作の里芋や瓜などの多様な作物が栽培されてきた。

さらに、留意すべきは、滋賀県下においても、琵琶湖の湖岸に位置する低湿地の水田から山麓部に位置する比較的乾燥した水田に至るまで、水田の状態と水田耕作の実態が異なっている多様な水田の存在である。琵琶湖の湖畔に近い低湿地の水田においては、裏作はもとよりできず、湖東・湖西の平野の中央に位置する比較的乾燥した水田においては冬季の裏作として大麦や小麦が栽培され、山麓部に位置する乾燥した水田では、苗代として利用した水田などを「アラシ」の畑として臨時に活用して里芋などが栽培されてきた。

この点は、すでに野本氏も留意を促している。すなわち、滋賀県下はもとより、平坦地での水田地帯では、通常の水田においても、比較的湿潤な水田では裏作として菜種が栽培され、次いや湿田気味の水田においては小麦が、そして、最も乾燥した乾田の裏作には大麦と言う、各水田の環境の差に応じて、農民たちは異なる裏作に基づく水田二毛作をなしてきたのである。中世以後における水田二毛作の普及を論じる場合、その点に留意した、より丁寧な史料の検討と実態について再検討を加える必要があると判断される。

このように多様な異なる環境を有する水田の場合、滋賀県下の「アラシ」では、本来的には一枚の水田として耕作される予定の水田を、臨時的に一年間のみ「アラシ」の畑として活用し、連作を嫌う里芋をはじめとする多様な畑作物が栽培されてきた。これらの「アラシ」で栽培される作物は、いずれも連作を嫌うために、三年から五年ほどを経ないと臨時の畑である「アラシ」として再利用することはできなかった。

臨時の畑として利用された「アラシ」の実態において特に留意すべきは、一年間は畑として畝を作り、翌年は水田に戻す時に深耕するために作土が良くこなれ、「アラシ」として利用した翌年の水田の収量は平年以上であった。このように、滋賀県下において、一枚の水田内の耕地の一部が臨時的に畑として1年間のみ利用される「アラシ」の農法は、水田の単なる補完地ではなく、低湿な水田の緊急避難的な利用形態でもなく、水田と「アラシ」の双方に良い成果を生む水田と畑の循環的な活用農法であると評価することが可能である。

ここで有益であるのが、柳田国男氏の事例提示と、峰岸純夫氏の研究と、景観論の立場から論じた高木徳郎氏の研究成果である。

まず、服部氏は、柳田氏が戦後に結成された稲作史研究会の成果をまとめた論文集の中に記された、次のような注目すべき発言¹³⁾を引用されている。すなわち、「今ではほとんど痕跡しか残っておりませんが、通例カタアラシと申しまして、自分の田を半分に区切って、片方に緑草を作り、片方には稲を作るというふうに、それをかわるがわるに作る。」と柳田氏は述べている。

この柳田氏が紹介した「カタアラシ」の農法は、上記で紹介した滋賀県下において現在において営まれている「アラシ」農法の一部と良く似ていると判断される。敢えて一部と記したのは、本来は一枚の水田として利用すべき区画を、滋賀県下においては、内部に内畔を作って一方を本来の水田として耕作し、他方を一年間のみ臨時の畑である「アラシ」として利用し、一年ごとに水田と畑を入れ替えて耕作する効果的かつ循環的な田畑循環の農法である。柳田氏が言及された「カタアラシ」の事例は、彼が生まれ育った兵庫県下の実例である可能性も高く、その所在地の確定が是非とも必要である。

一方、柳田氏が示した当時すでに消えかかっていた「カタアラシ」農法は、滋賀県下の「アラシ」農法と同じく、一枚の水田を二枚に区切り、一方は本来の水田として耕作し、他方は地力維持の面から緑肥としての草を栽培し、同じく、本来的には一枚の水田である耕地が、水田と緑草が栽培されていた二枚の区画に分けて利用され、それを毎年交互に入れ替えて水田耕作がなされていたことが推測される。

柳田氏が紹介した一枚の水田を二つの区画に分けて、水田と草地とし、毎年、水田と草地を循環して耕作する農法は、滋賀県下において現在も営まれている臨時の一年間のみ畑として活用する「アラシ」の先行形態の農法である可能性を視野に入れて、より慎重な検討をなす価値を有していると判断される。

すなわち、滋賀県の「アラシ」農法と柳田氏が示した実例と想定される「カタアラシ」農法は、同じ関西圏に属する奈良県下においても、近世以後において、主に水田の用水不足を解消し、同一の農地をより有効的に活用するために田畑循環の農法が発明され、広く営まれていたことを宮本誠氏¹⁴⁾がすでに詳細に復原・紹介されている。

ここで、問題となるのは、柳田氏が紹介した、やや原始的な農法であると想定される同じ一枚

の水田を、ひと区画は水田として耕作し、他の一区画は地力保持のために草地としておく「カタアラシ」の農法が、史料的にいつの時点まで遡れるかである。また、他方、滋賀県下で現在も営まれている同じ一枚の水田を二つの区画に分け、一区画は水田として耕作し、他の一区画は臨時の畑として活用する「アラシ」の農法が、同じく、どの時期まで史料的に遡れるかである。

目下、全くの想定にすぎないが、以下の憶測を敢えて述べておきたい。すなわち、柳田氏が示した本来は一枚の水田を二つの区画に分けて、一方を水田として耕作し、他方を草地として休耕して、水田と草地を循環させる粗放的な農法が本来の「カタアラシ」の農法であり、他方、滋賀県下で現在も耕作されている、本来は一枚の水田を二つの区画に分け、水田と臨時的な畑として有効活用する農法は、古代・中世的な本来の「カタアラシ」の農法ではなく、主に中世後期から江戸時代以後に普及した冬季の豌豆や菜種などの導入と栽培以後に登場した、歴史的には比較的新しい田畑循環の農法である可能性がある。この点は、さらに、畿内及び周辺地域の関連史料を博搜して、その時系列を踏まえながら、より慎重に検討を続けなければならない極めて重要な問題であると判断される。

本稿で基礎的な再検討を加えた「野洲の渡の片荒し」の和歌が慈円によって詠まれた現在の野洲市をはじめとして、滋賀県内の各市町村史においても、歴史学の立場から、県下の「アラシ」の農法の存在とその重要性に着目し、関連史料を収集して検討された研究は、管見の範囲においては見受けられない。すでに刊行されている『野洲町史』の近世の通史編¹⁵⁾においても、残念ながら、「アラシ」に関する記述はなされていない。

『野洲町史』の通史編には、太閤検地から近世前期において実施された検地についての概要が記されており、村ごとの田畑の面積と分米・斗代などの内訳が一覧表として掲載されている。特に留意すべきは、旧野洲町を構成していた26か村の慶安4年(1651)の検地に関して、入町村の38%を最高として、平均10%を占めている「永荒」の多さである(表1)。町史においては、「洪水や山崩れなどの災害のため耕作のできないまでに荒れはて、(中略)そのため年貢から除外した土地のことである。」と理解されている。その一方で、「にもかかわらず、北村・中北村のように、隅々まで美田と思われる村にまで永荒があるのは、不思議なことである。」との、相反する記述もなされている。

けれども、各村の検地帳を再検討した場合、「永荒」の実態を、そのように速断することはできないように思われる。すなわち、先だって実施された市場村の慶長7年(1602)の慶長検地帳によれば、上田・中田・下田の各斗代が15・14・12であるのに対して、「当荒田」の斗代が中田と同じく14、「永荒田」の斗代も下田と同じ12と高く見積もられている。同様に、水本邦彦氏¹⁶⁾が

表1 慶安4年(1651)田畑永荒地の比率表

| 村名 | 田 | 畑 | 永荒 |
|-----------------------------|------|------|------|
| 大小入長高小永中北上紺辻新沢五三南北野行中市小山桜久竹 | 74 | 4 | 22 |
| 篠原村 | 88 | 4 | 8 |
| 堤村 | 59 | 3 | 38 |
| 島村 | 81 | 11 | 8 |
| 木村 | 86 | 4 | 10 |
| 南村 | 67 | 23 | 10 |
| 原村 | 82 | 12 | 6 |
| 北村 | 81 | 12 | 7 |
| 永原村 | 86 | 6 | 8 |
| 屋原村 | 89 | 6 | 5 |
| 町原村 | 94 | 6 | 0 |
| 之里村 | 80 | 7 | 13 |
| 上里村 | 83 | 13 | 4 |
| 桜上里村 | 90 | 4 | 6 |
| 洲上里村 | 94 | 3 | 3 |
| 合里村 | 85 | 5 | 10 |
| 合里村 | 84 | 5 | 11 |
| 合里村 | 83 | 3 | 14 |
| 合里村 | 69 | 16 | 15 |
| 合里村 | 82 | 18 | 0 |
| 合里村 | 94 | 4 | 2 |
| 合里村 | 88 | 3 | 9 |
| 合里村 | 88 | 5 | 7 |
| 合里村 | 79 | 6 | 15 |
| 合里村 | 69 | 11 | 20 |
| 合里村 | 93 | 7 | 0 |
| 合里村 | (74) | (13) | (13) |
| 野洲町域平均 | 83 | 7 | 10 |
| 野洲郡平均 | 81 | 12 | 7 |
| 中主町域平均 | 79 | 16 | 5 |
| 守山市域平均 | 84 | 10 | 6 |

「慶安4年3月15日近江国知行高辻郷帳」(県有文書)により作成

(『野洲町史』より引用)

紹介されている旧東海道の水口宿にほど近い近江国甲賀郡酒人村の慶長検地帳においても、上田・中田・下田の各斗代が18・15・13であるのに対して、「中田荒」の斗代は15、「下田荒」の斗代も13と、検地帳の上で耕作の有無にかかわらず、高い斗代が課されている事には、十分な意味があると判断される。水本氏も、「今は荒れ地状況となっている土地にまで（慶長検地が・筆者）及んだ点が重要である。」と記述され、「中田荒」と「下田荒」を一般的な荒れ地として理解されている。

しかし、実際に耕作がなされている水田と同じ斗代が課され、賦課された百姓たちも、それを受け入れている状況を勘案した場合、これらの検地帳に記載された「当荒田」や「中荒田」・「下荒田」は、現実に放棄されている荒田ではなく、これまで、上記で述べてきた、一枚の水田の中を二枚に区切り、主なひと区画を水田として耕作し、もう一枚の区画を一年のみ臨時の畑として活用する「アラシ」を含んでいた可能性が十分あることを考察の射程内に収めておく必要があると判断される。

近江国の水田において営まれてきた水田一枚の内を二つに区切り、その一方を一年間のみ畑として有効利用する農法の実態を検地する場合、その農地を一筆の「水田」として法的に検地・記載されたのか、または、「畑」として検地して記載されたのか、速断はできない。また、近世の村絵図にも、野洲川の周辺を中心として「荒」の記載が散見されるが、これとても、野洲川の洪水による本来の荒れ地であるのか、一年間のみ畑として有効利用される「アラシ」農法の「荒」であるのか、これのみでは判断はつかない。

この点に貴重なヒントを与えてくれるのは峰岸純夫氏¹⁷⁾が紹介された東寺領の丹波国大山荘における農法である。すなわち、大山荘の故地においては、水不足と土地改良の目的のために、三・四年に一度、水田を畑として利用し、稲を栽培せずに、大豆や小豆、山芋などを栽培する「ほり」と呼ばれる農法の存在を紹介されている。

峰岸氏が紹介された、三・四年に一度水田耕作を止めて畑として利用する田畑循環の農法は、上記の柳田氏が紹介した粗放的な「カタアラシ」の農法から、滋賀県下で現在も耕作されている水田と畑の両者に有益な「アラシ」の農法へ移る、まさに、移行期の農法であるとの位置づけも十分可能であろう。これまた、関連史料に基づいて、それらの農法への移行とその時期についても、さらに詳細な検討が必要である。

他方、高木徳郎氏¹⁸⁾は、高野山の根本荘園である紀伊国の官省符荘で応永1年（1394）から3年に行われた大検注で作成された田帳と畠帳を検討され、荘内の市原村の中心集落において、水田と畠が入り混じって存在・耕作されている混作の景観を呈していたと論じられている。その論拠は、市原村の田帳に記載された「坊垣内東ノウラ」に所在した320歩の水田に注記された「狭二此内一狭畠」と、畠帳に記載された「市井田坪 坊垣内北」に所在した130歩の畠に注記された「アイニ田一狭アリ」の二つの事例である。

前者は320歩の一筆の水田が内部で二つの区画（狭・せまち）に分けられて、その内のひと区画が畠として耕作され、後者は130歩の一筆の畠が同じく内部で二つに区画され、その内のひと区画が水田として耕作されていた実態を発見され、水田と畠が入り混じって存在する「混作の景観」を呈していた有力な論拠とされている。前者の事例は、一筆の水田を内部で二つの区画に分け、一方を畑として耕作する滋賀県下の「アラシ」の農法に通じるものである。

ただし、高木氏が提唱された紀ノ川流域における貴重な「混作論」には、若干の留保が必要であるように思われる。すでに、高木氏自身が明記されている様に、本来の混作の実態とは、ひとつの圃場において同時に複数の作物を栽培する作付様式であり、高木氏は水田の畦畔や傾斜地などで穀物や野菜を栽培することも含めて混作と理解する、「広義の混作」を提案されている。

けれども、私の理解によれば、高木氏が応永の大検注による田帳と畠帳に基づく詳細な復原・検討から明らかにされたのは、市原村をはじめとする村内の字（あざ）レベルのひとつのエリア内に水田と畠が併存している事実であり、実態としての広範な「混作」の存在ではなく、高木氏が「居住する村落内における水田と畠の兼作を基本的な経営スタイル」と明記されている「兼作」に他ならないと判断されよう。

高野山領官省符荘内での広範な「混作」の存在は、史料の上からも実態の上からも、未だ十分には解明されておらず、氏が提案された「広義の混作」の定義も、本来の「混作」と「兼作」に分けて再検討する必要があると思われる。高木氏がなされた貴重かつ詳細な復原と検討は、中世荘園の農地の実態と景観論に大きな意味を有するだけに、筆者も、戸田氏・服部氏・保立氏・高木氏をはじめとする諸氏の研究に学びながら、さらに、古代・中世の農業とその実態を明らかにしうる関連史料の博搜と検討を続けたいと念じている。

四 おわりに

本研究の主題であった天台座主の慈円が詠んだ「野洲の渡の片荒し」の和歌により即した「片荒し」の理解についての成果は、以下のようにまとめることができよう。

第一に、戸田氏が今後の検討課題として後の研究者に託した、詠われた現地により即した「野洲渡の片荒し」の理解に関しては、保立氏が野洲の渡しを野洲川河口の低湿地に比定されている。これに対して、本稿では、古代の東山道は野洲川河口の低湿地を通過してはならず、三上山の山麓部を直線的に建設・通過しており、慈円の和歌に詠われた野洲の渡は、現在の東海道本線のすぐ北に架けられている野洲川橋の位置に比定される。

第二に、現在においても、滋賀県下においては、本来は一枚の水田を内畔で区切り、ひと区画を水田として耕作し、他のひと区画を一年間だけの臨時的な畑である「アラシ」として活用する、田畑循環の農法が存在している。慈円の和歌に詠われた同じ滋賀県下の「アラシ」の用語と農法であるだけに、すでに、保立氏が批判されているように、服部氏が再発見された三重県多気地域の一毛作田を意味する「カタアラシ」の用語と同様に、この用語と農法を古代・中世にまで直接的に遡らせることはできないが、十分検討に値する貴重な農法と用語であると判断される。

第三に、柳田氏が紹介された事例と想定される一枚の水田を二つに区切り、ひと区画を水田として耕作し、他のひと区画を草地のまま残しておき、一年(又は数年)おきに交替させる農法は、当初、戸田氏が想定した一年交替の水田耕作を意味する「見作」と「年荒」を繰り返す不安定耕地としての「かたあらし」に、より近い利用形態であると考えられよう。

以上のささやかな再検討を経ても、結論とすべき断案を有している訳ではなく、慈円の和歌が詠まれた滋賀県下で現在も営まれている「アラシ」の農法がいつまで遡るのか、また、柳田氏が紹介された一枚の農地を水田と草地になし、入れ替えて耕作していた「カタアラシ」の農法が、

どの地域の実例であったのかの確定と、史料的にどの時期まで遡れるのかなど、残された課題の方が多いと言わねばならない。古代・中世の水田経営の実態を解明する、重要な論点であるだけに、さらに、関連史料を博搜して、より慎重に再検討を続けたいと念じている。

ただし、本稿でおこなった野洲の渡の現地比定に基づく再検討による限りにおいては、水田二毛作の広範な普及を前提とした服部氏の提示された斬新な「カタアラシ=低湿地での水田一毛作」説よりも、目下は、戸田氏が提示された当初の「かたあらし」説により近い実態であったとの想定をしており、結果として、戸田説の有効性を認める保立氏の説に近いものとなったことを付言しておきたい。

付記 本稿は、画期的な古代・中世の粗放的な農法である「かたあらし」を発見された戸田芳実氏はもとより、その説に挑む斬新な説を提示された服部英雄氏、さらには、それに対する全面的な反論を展開された保立道久氏の、三氏による意欲的な論文に導かれて、この十年余にわたり温めてきたものである。

未だ、関連史料と現地調査の不足により、私見の半分ほどしか書き得ていないが、今後、さらに関連する史料を博搜し、現地により即した当時の粗放的な農法の実態を明らかにしたいと念じている。三氏の学恩に対し感謝を申し上げます。

追記 本稿脱稿後、木村茂光先生より、「前近代畠作論の地平」米沢史学、31号をご恵贈いただきました。戸田芳実氏の教え子でもある木村先生がまとめられた、前近代における畠作史に関する最も信頼に足る最新の研究史であると判断されます。これまでにいただきました学恩に感謝し、本稿を木村先生に献呈させていただきます。

注および文献

- 1) 戸田芳実(1967)「中世初期農業の一特質」『日本領主制成立史の研究』、岩波書店。
- 2) 服部英雄(2003)「カタアラシの語義と二毛作の起源」『歴史を読み解く』、青史出版。
- 3) 斉藤 卓(1987)『稲作灌漑の伝承 一水田灌漑の民俗一』、堺屋書店。
- 4) 河音能平(1971) 二毛作の起源について『中世封建制成立史論』、東京大学出版会。
- 5) 石川泉埋蔵文化財センター編(2001)『発見! 古代のお触書』、大修養書店。
- 6) 磯貝富士夫(2002)『中世の農業と気候一水田二毛作の展開一』、吉川弘文館。
- 7) 川本慎自(2011)江西南派の農業知識、アジア遊学、142号。古川末喜(2008)『杜甫農業詩研究』、和泉書館。
- 8) 保立道久(2004)「和歌史料と水田稲作社会 一戸田芳実氏の平安時代農法論の再点検一」『歴史をみつめ直す』、校倉書房。
- 9) 足利健亮(1985)『日本古代地理研究』、大明堂。
- 10) 金田章裕(1985)『条里と村落の歴史地理学研究』、大明堂。
- 11) 野本寛一(2005)『析と餅 食の民俗構造を探る』、特に18~19p、岩波書店。
- 12) 岸本誠司(2004)「環境民俗学からみた木津荘 一とくに水田をめぐる生業複合論的視点から一」水野章二編『中世村落の景観と環境』、思文閣出版。
- 13) 柳田国男(1969) 稲作史研究会編『稲の日本史』、上巻・84p、筑摩書房。
- 14) 宮本 誠(1994)「溜池の築造と田畑輪換の成立」『奈良盆地の水土水』、農文協。

- 15) 野洲町(1987)『野洲町史』第二卷・通史編2。
- 16) 水本邦彦(2015)『村 百姓たちの近世』、岩波新書。
- 17) 峰岸純夫(1973)「十五世紀後半の土地制度」竹内理三編『土地制度史 I』、山川出版社。
- 18) 高木徳郎(2008)「紀ノ川流域荘園における混作と出作」『日本中世地域環境史の研究』、校倉書房。